

第3弾

『紀美野町観光協会キャッシュレス決済還元事業』

取扱い店舗の募集について【募集要項】

このたび紀美野町観光協会では、昨年・一昨年に引き続き、with コロナ・after コロナ時代の更なる観光消費の拡大を目的として、PayPay のシステムを用いたポイント還元事業を行います。

つきましては、この事業に取扱い店舗としてご参画いただけます町内観光事業者を下記のとおり募集します。取扱い店舗として参画を希望する事業者は「(第3弾) 紀美野町観光協会キャッシュレス決済還元事業取扱い店舗参加申込兼誓約フォーム」に必要事項をご入力の上、紀美野町観光協会事務局までお申込ください。

記

1. 事業の概要

<内容>

キャッシュレス決済「PayPay」を既に導入している、または今回新たに導入する町内観光事業者店舗で、消費者（町外の方も利用可能）が当該決済方法を利用した際に、その消費者に対してポイント還元を行います。

※正式名称：(予定)

(第3弾) 星ふるさと紀美野町 対象店舗で最大25%戻ってくるキャンペーン！

<実施期間>

令和5年10月1日(日) 0:00 ~ 令和5年11月30日(木) 23:59

<還元率>

還元率 25%

ポイント上限：2,500p/回 7,500p/期間

※決済1回当たりのポイント付与上限は2,500pで、期間中の累積7,500pまで取得可能

2. 取扱い店舗の参加対象事業者

取扱い店舗の参加対象事業者は以下の条件を全て満たす事業者とする。

- ① 紀美野町内で宿泊業・飲食業・販売業・交通事業・体験事業・その他の「観光業」を営む事業者であること。特に町外からの観光客誘致に関して積極的な事業者。
- ② 紀美野町観光協会会員である、または今回新たに紀美野町観光協会に入会する事業者であること。
- ③ キャッシュレス決済「PayPay」を既に導入している、または今回新たに導入する事業者であること。
- ④ 本事業の趣旨に賛同し、「紀美野町観光協会キャッシュレス決済還元事業取扱い店舗参加申込兼誓約フォーム」を提出して応募する事業者であること。

3. ポイント還元事業の決済対象範囲

今回のポイント還元事業の決済対象は、宿泊費・飲食費・物品代・交通費・体験費・その他観光消費に関する支払いに関して適用するものとします。

4. 禁止行為

- ① PayPay 加盟店規約に反する行為
- ② 取扱い店舗の経営者及び関係者が自己店舗に対して決済をする行為
- ③ 以下のような観光利用目的以外の決済
 - 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、ガス・電気料等）
 - 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
 - 一般家庭で消費する食材・日用品の大量購入
 - たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
 - 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払い
 - 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払い
 - 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

- ポイントの交換又は売買
- ④ その他、事業の趣旨にそぐわないと判断される行為

5. 事業の流れ（イメージ）

- ① 【事務局】取扱店舗の募集開始（7/10～）
- ② 【店舗】「(第3弾)紀美野町観光協会キャッシュレス決済還元事業取扱い店舗参加申込兼誓約フォーム」で応募（8/4締め切り）
※紀美野町観光協会会員入会・PayPay導入が必須条件
※PayPay未導入店舗に対しては導入サポートあり
- ③ 【事務局】取扱店舗説明会及びPayPay加入サポート（8/1 19:00～）
- ④ 【事務局】申込書の精査・取扱い店舗の決定（8月中旬）
- ⑤ 【事務局】プレスリリース、その他プロモーション（9月中旬～）
- ⑥ 【事務局】取扱い店舗へ販促品（ポスター・フライヤー等）配布（9月下旬）
- ⑦ 【事務局】事業開始（2023年10月01日 00:00）
- ⑧ 【事務局】事業終了（2023年11月30日 23:59）

6. 取扱い店舗 応募要領

- 募集期間：令和5年7月10日（月）～令和5年8月4日（金）
- 「紀美野町観光協会キャッシュレス決済還元事業取扱い店舗参加申込兼誓約フォーム」に必要事項をご入力の上、ご応募ください。

キャッシュレス決済還元事業 取扱い店舗参加申込兼誓約フォーム
<https://forms.gle/xXELZrsxkXNzEH3u9>



- 取扱い店舗として承認された事業者様には紀美野町観光協会事務局から書面で通知いたします。PayPayの導入以外の特別な設定は必要ありません。

7. 取扱店舗説明会及びPayPay加入サポートについて

日時：令和5年8月1日(火) 19:00～
会場：紀美野町役場本庁舎2階2B会議室

内容：事業の趣旨説明及び PayPay 未加入店舗様向けの導入サポート

※説明会への出席は必須ではありませんが、観光協会事務局・PayPay 担当者が同席し、事業内容の説明並びに PayPay 店舗加入サポートを行います。

※出席希望者は事前に紀美野町観光協会事務局までお申込みください。出席希望者がいない場合は説明会を中止することがありますので予めご了承ください。

8. その他

- 新型コロナウイルス感染拡大などの社会的状況その他の理由により、予告なしに止むを得ず事業の中止又は事業内容の一部を変更する場合があります。
- 取扱店舗での禁止行為等が発覚した場合、および誓約内容に虚偽があったことが判明した場合は取扱店舗から削除する場合があります。

9. お問い合わせ先

〒640 - 1192

紀美野町動木 287 番地 紀美野町役場産業課内

紀美野町観光協会事務局 担当者：松本

TEL：073-488-2611 FAX：073-489-2510

E-mail：matsumoto-n@town.kimino.lg.jp